

令和4年11月14日（月）

規制改革推進会議 人への投資WG

資料 1

# 大学等の教育研究及び経営に関する 『事後型の規制・制度』に係る 文部科学省の取組について

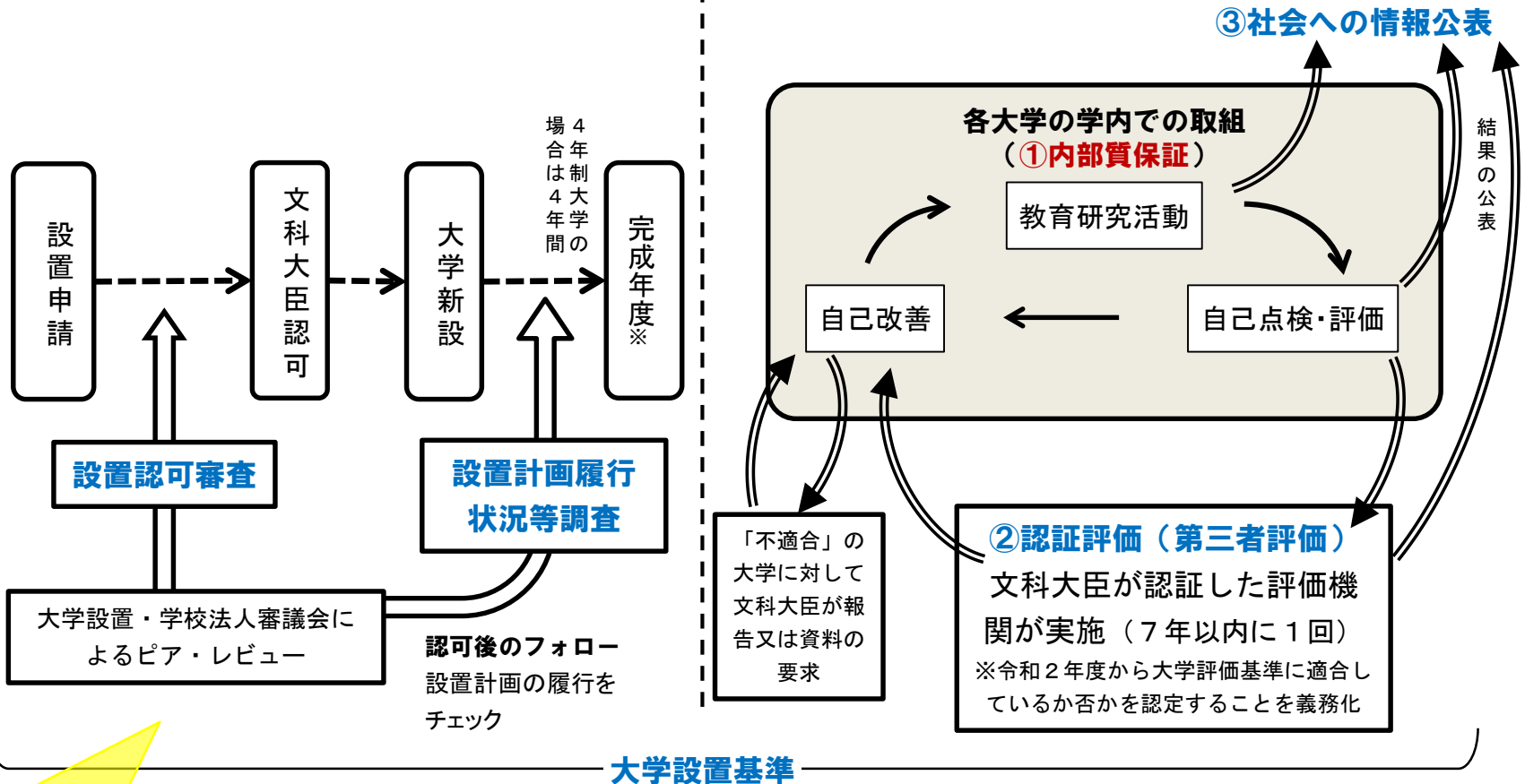


文部科学省

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

【設置認可審査等による入口における質保証】  
(大学の設置申請から完成年度までの質保証)

【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

※注:「完成年度」は、新設大学等に最初に入学者が卒業する年度のことを指す。

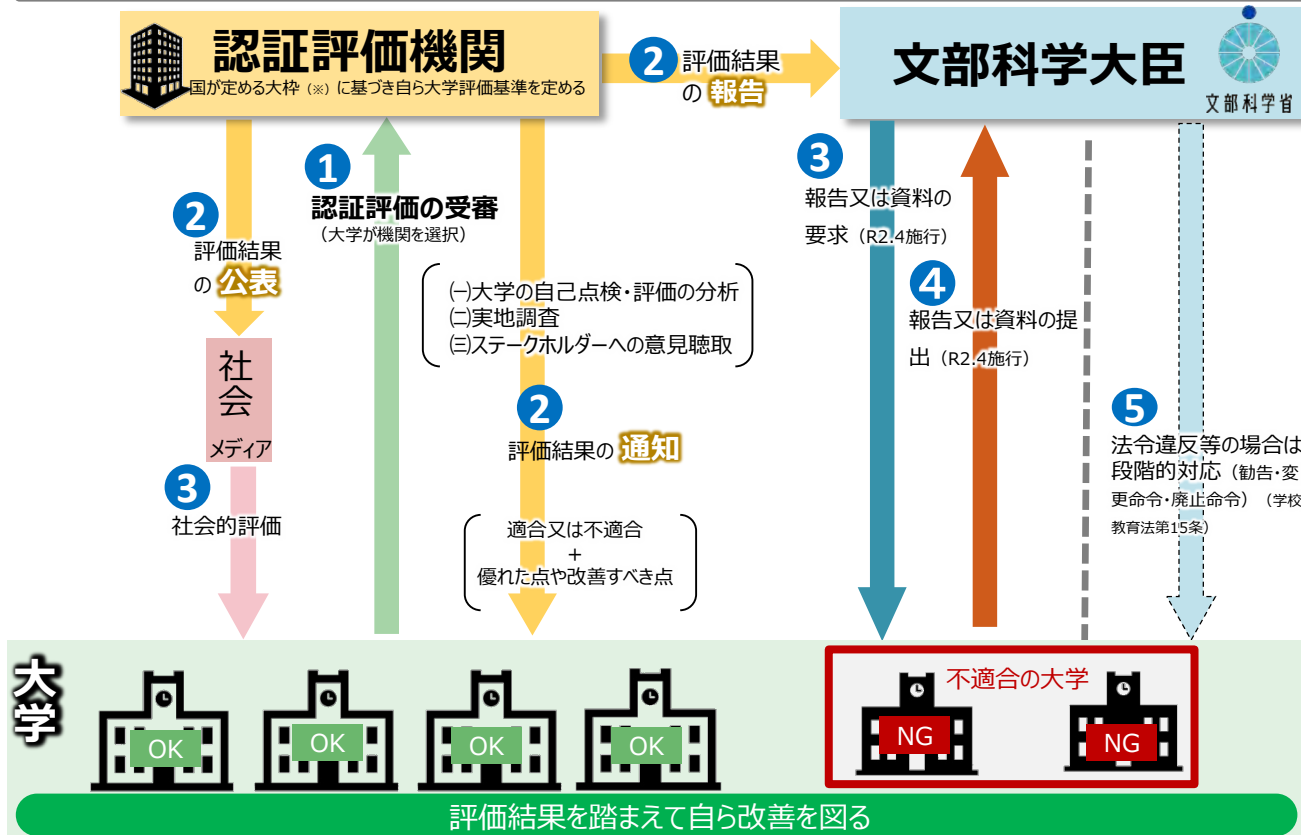
# 認証評価制度の概要

## 【学校教育法第109条】

- ① 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ② 大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート  
現在、機関別認証評価は、第3サイクル目



## 評価の種類

- 機関別評価：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- 分野別評価：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

## 近年の主な改善事項

～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履行状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

～R2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

(※) 大学評価基準の大枠（細目省令）

- 法令適合性
- 特色ある教育研究の進展に資する項目
- ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針）、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証（重点的に評価）、⑨財務、⑩その他

# 認証評価の実施状況

## 機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計	
		← 第1サイクル →				← 第2サイクル →				← 第3サイクル →											
実施校数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	149	220	210	228	204	56	106	152	227	2,843	
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	144	217	200	219	194	53	105	149	225	2,736	
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	82	
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	2	23	
再（追）評価 （※2）	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	5	3	9	1	72	
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	1	0	1	2	1	1	14	
廃止した大学のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	3	

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。

（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## 法科大学院認証評価実施数

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計		
		← 第1サイクル →				← 第2サイクル →				← 第3サイクル →				← 第4サイクル →								
実施校数		0	0	2	22	44	7	0	3	20	37	7	1	2	13	23	1	1	2	185		
評価結果	適合	0	0	2	17	27	5	0	3	19	30	4	1	2	10	20	1	1	2	144		
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	不適合	0	0	0	5	17	2	0	0	1	7	3	0	0	3	3	0	0	0	41		
再（追）評価 （※3）	適合	0	0	0	0	3	6	8	2	0	0	3	4	0	0	0	1	1	0	28		
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	4		
学生募集を停止した法科大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	3	-	-	-	1	3	3	-	-	1	2	-	-	-	13		

（※3）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

## 分野別認証評価実施数（法科大学院を除く。）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計		
		← 第1サイクル →				← 第2サイクル →				← 第3サイクル →				← 第4サイクル →								
実施専攻数		0	0	0	0	20	14	22	15	15	33	17	28	11	17	37	25	27	22	302		
評価結果	適合	0	0	0	0	19	13	21	15	11	33	16	26	11	17	36	24	27	22	291		
	保留	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	不適合	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	1	1	0	0	10		
再（追）評価 （※4）	適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2		
	不適合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	4		
学生募集を停止した専門職大学院のうち、直近の認証評価結果が不適合の大学数		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	3		

（※4）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

# 認証評価の結果を踏まえた対応

## 【認証評価結果を踏まえた対応の現状】

### ● 大学教育再生戦略推進費における「申請資格」

⇒ 平成27年度から、「不適合」の判定を受けていないことを各事業共通の申請資格としている。

参考:「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」(平成28年3月18日)より抜粋

大学の優れた取組を重点的に支援する補助金(「大学教育再生戦略推進費」等)について、優れた取組を行う大学の基礎的要件として必要な大学の教育研究活動の質が担保されているべきであることから、認証評価において「不適合」の判定を受けていないことを事業の申請要件とするなどの活用について、今後検討していくことが期待される。

### ● 国立大学法人の中期目標期間における業務の実績に関する評価

⇒ 国立大学法人評価委員会が、国立大学法人に係る教育研究評価を(独)大学改革支援・学位授与機構に要請するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて実施するよう要請することとされている。【国立大学法人法第31条の3第2項】

### ● 公立大学法人に関する地方独立行政法人評価

⇒ 中期目標期間終了時評価等において、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされている。【地方独立行政法人法第79条】

### ● 学校法人の事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成

⇒ 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業計画及び中期的な計画を作成するに当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならないとされている。【私立学校法第45条の2第3項】

(参考)

認証評価は大学の教育研究水準の向上に資するよう、複数の認証評価機関が自ら定める大学評価基準に従ってそれぞれ実施するものであるため、基盤的経費への配分に関しては直ちにその結果を活用する仕組みとすることは難しい。

参考:平成31年4月3日 衆・文部科学委員会議事録より(政府参考人答弁抜粋)

認証評価につきましては、その結果について行政処分又は直接的な資源配分に結びつける仕組みとはなっていない。それは、認証評価というのは、文部科学省令に規定している大枠を踏まえた上で各認証評価機関が独自に定める評価基準で行っておりますので、その認証評価の結果を国立大学運営費交付金や私学助成の配分に直接活用することは困難であるということでございます。

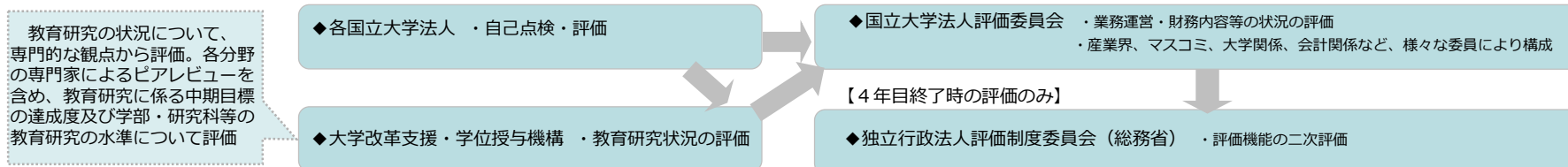
# 国立大学法人評価について

## 国立大学法人評価の仕組み

### 【制度の概要】

- 法律で設置される国立大学法人について、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつ、必要最低限の国の関与として、6年間の中期目標・計画の設定や事後的な評価等を制度化。
- 国立大学法人評価の目的は、「国立大学法人の継続的な質的向上」と「社会への説明責任の遂行」。
- 国立大学法人評価は、各法人の意見を尊重して文部科学大臣が定めた法人ごとの中期目標について、その達成状況を評価するもの（したがって、法人間を相対的に比較するものではない）。
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営の実績について、4年目終了時及び6年目終了時に実施する中期目標期間評価を実施。
- 教育研究の状況について、年度評価では全体的な状況を確認するのみとし、中期目標期間評価では専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。

### 【評価の流れ】



## 国立大学法人評価委員会

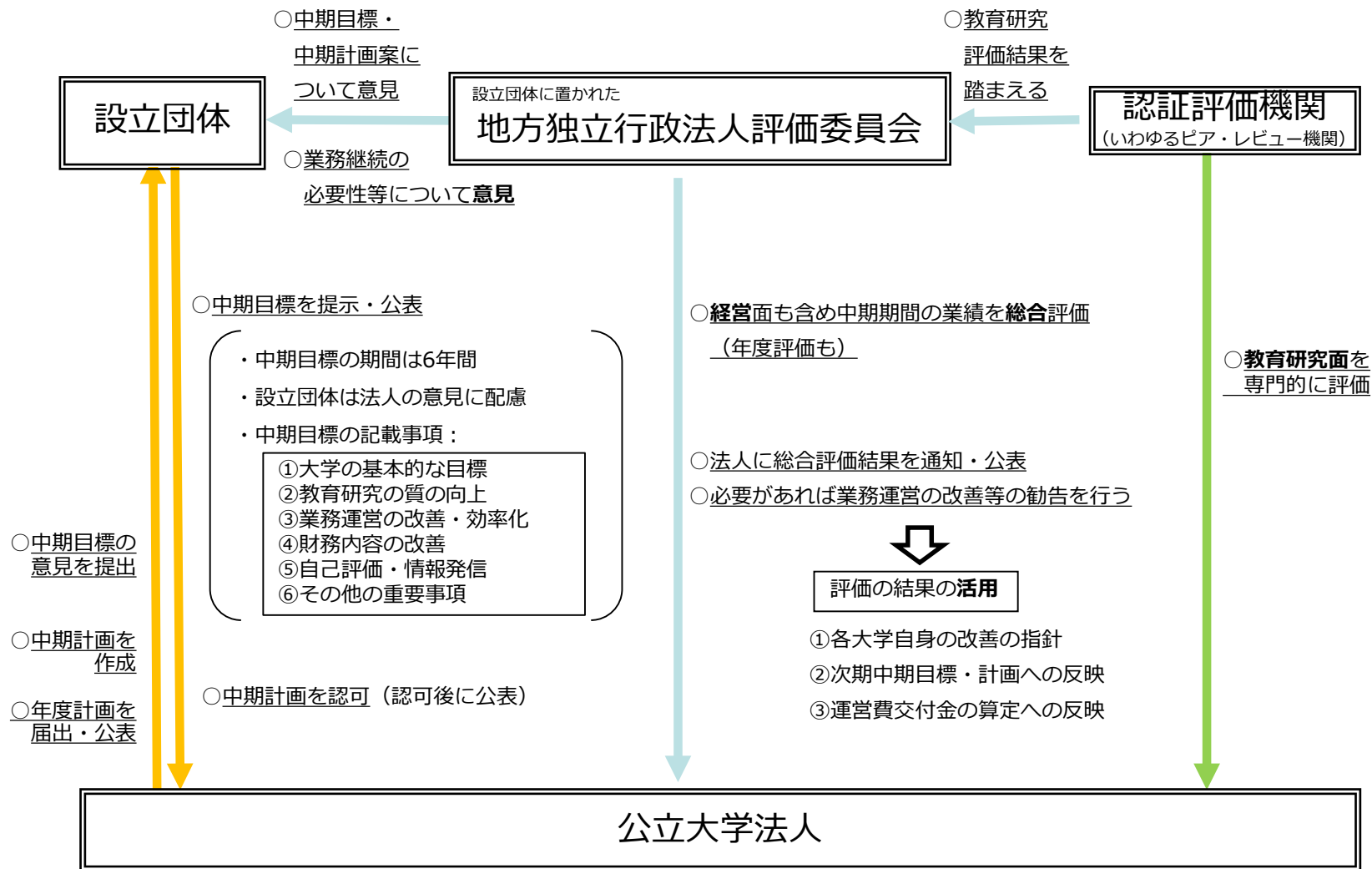
- 委員長：大橋 徹二  
(株式会社小松製作所 代表取締役会長)
- 委員の人数：正委員20名以内  
(第10期正委員20名)  
※必要に応じ、臨時委員、専門委員も可
- 構成：国立大学法人と大学共同利用機関法人を、それぞれ担当する分科会を設置。  
必要に応じ部会を設置。

\* 評価結果に対する法人からの意見申立て制度を整備

## 国立大学法人法第31条の2及び第31条の3

- (中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等)
- 第31条の2 国立大学法人等は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 一 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度  
中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
  - 二 中期目標の期間の最後の事業年度  
中期目標の期間における業務の実績
- 2～3 (略)
- 第31条の3 評価委員会による前条第一項の評価は、文部科学省令で定めるところにより、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に対し独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百四十四号)第十六条第二項の規定による評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して前条第一項の評価を行わなければならない。
- 2 前項の規定により国立大学法人に係る独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第十六条第二項の規定による評価の実施を要請するに当たっては、当該国立大学法人が設置する国立大学に係る学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価の結果を踏まえて当該評価を実施するよう要請するものとする。
- 3～5 (略)

# 公立大学法人の中期目標・計画、法人評価に係る機関の関係



設立団体は法律の運用に当たって、大学の教育研究の特性に常に配慮



# 学校法人について

## 学校法人の評価と情報公開

- 学校法人はその建学の精神に基づき、個性豊かな活動を実施。国及び地方公共団体は、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって私立学校の健全な発達を図る。
- 学校法人は、法律により作成が義務付けられた事業報告書や収支計算書等を理事会で決議し、評議員会に報告を行うなど、法人内部での自己評価が基本。作成された事業報告書等については閲覧に供することとされ、大臣所轄学校法人では、インターネットによる公表が義務。
- 外部からの評価の機会としては、例えば、以下のものが存在。
  - ・ 新たに大学を設置した法人については、開設年度に入学した学生が卒業する年度までの間、書面調査が行われ、必要に応じて面接調査や実地調査も実施。
  - ・ 大臣所轄学校法人においては、事業計画及び中期的な計画を作成するにあたって、認証評価の結果を踏まえて作成。

## 私立学校法（抄）

（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

- 第45条の2 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。
- 2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。
- 3 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たっては、学校教育法第百九条第二項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

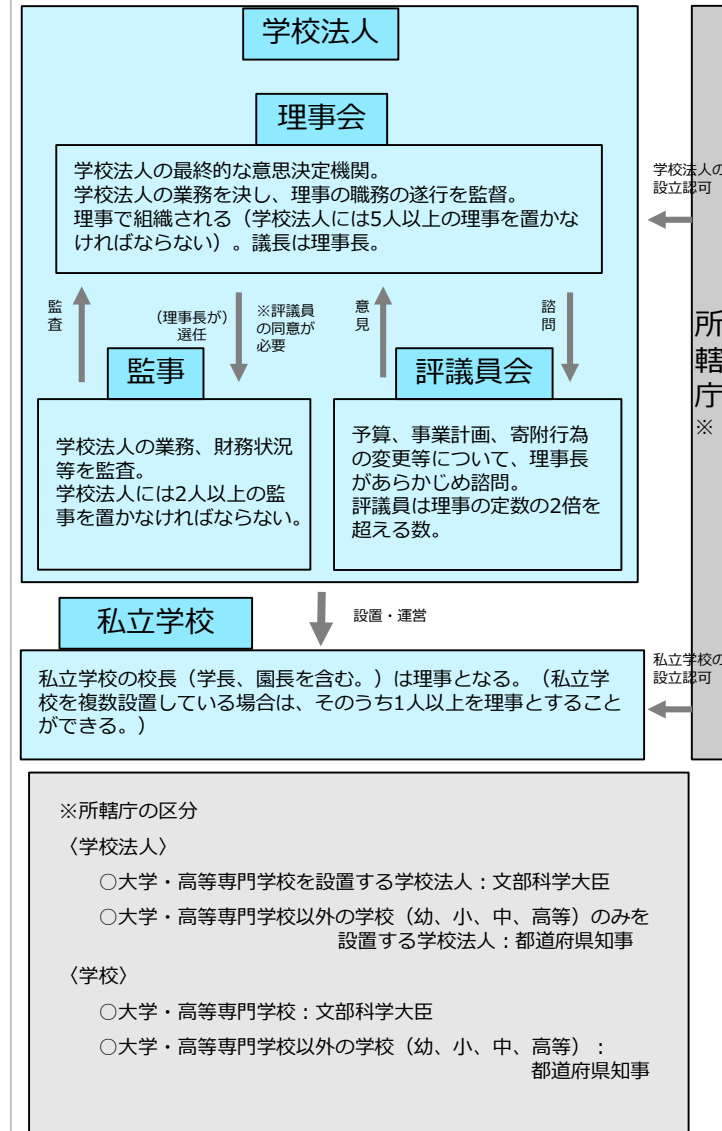
（評議員会に対する決算等の報告）

- 第46条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

- 第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。
- 2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 （略）

## 【学校法人の基礎構造】





# 大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年（平成28年、平成29年、令和元年に一部改正））

### 【学校教育法施行規則】

第一百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること（※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加（平成28年））
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第一百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。（※専門職大学設置基準の制定に伴う追加（平成29年））
- 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。（※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加（令和元年））
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法（略）第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
  - 二～四（略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第九十九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ～ハ（略）
    - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - チ～ヌ（略）

# 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成23年改正に係る施行通知（平成22年発出））

## 第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。こと。（第172条の2第1項関係）

### ① 大学の教育研究上の目的に関すること。（第1号関係）

これは、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

### ② 教育研究上の基本組織に関すること。（第2号関係）

その際、大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

### ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

### ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。（第4号関係）

その際、これらの情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

### ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。（第5号関係）

これらは、大学設置基準第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)  
これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。
- ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)  
その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)  
その際、寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。(第9号関係)  
その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- (2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)
- (3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(第172条の2第3項関係)
- (4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。(第179条関係)

# 「教学マネジメント指針」概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

## 三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP）

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤  
(FD・SD、教学IR)

### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせる多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

### V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るという好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

「学位プログラムレベル」

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、週複数回授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目レベル」

ルーブリック、GPA、学修ボードフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

「V 情報公表」関係

情報公表について

- ・以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、(1)「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と(2)「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の2項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- ・これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- ・これらの情報のうち、特に(1)①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に係るものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- ・情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- ・以下、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)を「規則」、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)を「基準」とそれぞれ略記する。

(1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	各授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学年度別・年度毎の平均履修単位数(※)</li> <li>・入学年度別・年度毎の平均修得単位数(※)</li> </ul> </li> <li>(※)必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。(学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事暦の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益)</li> <li>関連する法令等：基準第32条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
	学位の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位授与履歴を収集</li> </ul>
	学生の成長実感・満足度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況</li> </ul>



情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの</p> <p>進路の決定状況等の卒業後の状況等（進学率や就職率等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学や就職等を希望する学生の進路状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラム毎の以下の情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合</li> <li>・学生の主な就職先</li> <li>・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合</li> <li>・学生の主な進学先</li> </ul> </li> <li>・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先 (卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益) 関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析</li> </ul>
<p>修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする</li> <li>・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせて分析することで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業生、在学者、退学者の数と割合 (公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。) 関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号 関連する調査等：「学校基本調査」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集</li> </ul>
<p>学修時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況 (各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益) 関連する法令等：基準第21条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生へのアンケート調査を通じた収集 (※) 今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学修時間の集計単位：1時間単位での把握</li> <li>・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間</li> </ul> </li> <li>(※) 学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる</li> <li>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>



	情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の科目により直接的に評価することができるものをどの程度の水準で備えているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち左記の科目により直接的に評価することができるものを獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 左記の授業科目の科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>
	卒業論文・卒業研究の水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、学位プログラムが提供する教育の集大成として、どのようなテーマの卒業論文作成・卒業研究実施に取り組んでいるかを明らかにする</li> <li>・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた専門教育に係る資質・能力を総合的にどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 専門教育に係る資質・能力以外のものについても、学位プログラムが提供する教育の集大成である卒業論文作成・卒業研究実施の過程で行われる学生の様々な活動を通じて「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業論文・卒業研究に取り組んでいる学生の人数と割合</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究の代表的なテーマ</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む）</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体的状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内調査による代表的なテーマの収集</li> <li>・ 卒業論文・卒業研究の評価により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評価基準・評価手法の収集</li> </ul>
	アセスメントテストの結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該アセスメントテストにより測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>
	語学力検定等の学外試験のスコア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該試験により測定することができる資質・能力をどの程度の水準で獲得できているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかについて、全体的な状況を明らかにすることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定</li> <li>・ 大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報</p> <p>資格取得や表彰歴等の状況</p>	<p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる</li> </ul>	<p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例</li> </ul>	<p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定</li> <li>・上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定</li> <li>・上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集</li> </ul>
卒業生に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>
卒業生からの評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価</li> <li>・進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
<p>①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの</p> <p>入学者選抜の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学者選抜の方法の明示や試験問題及び解答の公表により、「入学者受入れの方針」に即し、大学として求める資質・能力を有する者を入学者として適切に選抜していることを明らかにする</li> <li>入学者選抜の方法や合否判定の方法・基準等を明示することで、公正かつ妥当な方法により、多面的かつ総合的な評価・判定に基づき入学者選抜を実施していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項</li> <li>合否判定の方法や基準</li> <li>試験問題及びその解答</li> <li>入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等（各年度における「大学入学者選抜実施要項」に基づく公表を実施することが想定される。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試情報の収集</li> </ul>
<p>教員一人あたりの学生数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としての教員と在籍する学生の人数比</li> <li>学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。（公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・T A（ティーチング・アシスタント）・R A（リサーチ・アシスタント）等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号 関連する調査等：「学校基本調査」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事記録等（学校基本調査を活用することも考えられる）</li> </ul>
<p>学事暦の柔軟化の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学・卒業時期の選択肢や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての学事暦の状況（具体的な授業期間など）（学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況）（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学事暦に関する学内規定の確認</li> </ul>
<p>履修単位の登録上の制限の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限制度の有無</li> <li>制度の具体的な内容（上限単位数など）</li> <li>例外の具体的な要件（成績要件と追加登録が可能な単位数など） （各授業科目における到達目標の達成状況や学修時間と併せて分析を行い、公表することが有益） 関連する法令等：基準第27条の2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内規定の確認</li> </ul>
<p>授業の方内内容 授業計画（シラバス）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのシラバス作成に関する方針（どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの）</li> <li>個々の授業科目のシラバス（特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい） （カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、基準第25条の2第1項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学内におけるシラバス作成に関する方針の確認</li> <li>電子シラバスへの登録等を通じたシラバスの収集</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの	<p>早期卒業や大学院への飛び入学の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意欲や能力を備えた学生の多様な学修ニーズに対応できる選択肢が複数存在することを明らかにすると共に、当該選択肢の活用状況を明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件</li> <li>学位プログラム毎の早期卒業者・大学院への飛び入学者の人数及び割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴の収集</li> </ul>
	<p>FD・SDの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に基づき教育の成果を最大化するため、当該方針に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義し、これを踏まえて最適なFD・SDを実施していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像</li> <li>大学として実施しているFD・SDの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容のFD・SDに参加したかが分かることが望ましい）など）</li> <li>他大学や教育関係共同利用拠点との連携等によりFD・SDを実施している場合は、連携して実施するFD・SDの概要（連携先の名称や、FD・SDの内容、頻度など）</li> <li>FD・SDを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FD・SDの内容の収集</li> </ul>
②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	<p>GPAの活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎に、所属する学生それぞれのGPAの平均値等を明らかにすることで、学生が各授業科目に定められた到達目標に全体的にどの程度到達しているかという学位プログラムの全体的な教育の達成状況を明らかにする</li> <li>GPAを、留年や退学の勧告等の基準や、履修指導・学修支援のための基礎情報として用いていることを明らかにすることで、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、質の高い教育を提供していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としてのGPAの算定方法（評語とGPとの対応関係や、不可となった科目や履修登録を取り消した科目の扱い、など）</li> <li>学位プログラム毎のGPAの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい）</li> <li>GPAの活用状況（以下のような活動等の判断基準としてGPAを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> <li>学生に対する個別の学修指導</li> <li>奨学金や授業料免除対象者の選定</li> <li>履修上限単位制限の解除</li> <li>進級・卒業判定、退学勧告</li> <li>大学院入試の選抜</li> <li>早期卒業や大学院への早期入学</li> </ul> </li> </ul> <p>（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</p> <p>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GPAの算定方法に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴などより収集</li> </ul>
	<p>カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成していることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎のカリキュラムマップ・カリキュラムツリー（※）</li> </ul> <p>（※）カリキュラムマップやカリキュラムツリー以外の方法で、学位プログラムのカリキュラムにおいて、「卒業認定・学位授与の方針」との関係で過不足なく科目が配置されていることを検証している場合は、当該方法。</p> <p>（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益）</p> <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集</li> </ul>

情報	①公表の意義	②公表することが考えられる内容	③公表する情報の収集等の方法
② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報	ナンバリングの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの）</li> <li>・ 学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益） 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学としてのナンバリングに関する方針の確認</li> <li>・ ナンバリング済みの授業科目一覧の収集</li> </ul>
	教員の業績評価の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学としての教員の業績評価に関する方針の確認</li> </ul>
	教学IRの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学IRについて適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学として実施している教学IRの主な内容（分析事例の紹介や、教学IRをきっかけとする教学改善の事例の紹介など）</li> <li>・ 教学IRを担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> <li>・ 教学IRに関する学内規則 関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>



## 認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第七号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

評価機関名	評価基準	確認している法令遵守状況の例
大学基準協会	<p>基準2 内部質保証</p> <p>【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。</p>	<p>○ 学校教育法施行規則 第172条の2</p>
大学改革支援・学位授与機構	<p>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準</p> <p>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。</p>	<p>● 私立学校法 第63条の2</p> <p>● 教育職員免許法施行規則 第22条の6</p>
日本高等教育評価機構	<p>基準5. 経営・管理と財務</p> <p>領域: 経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計</p> <p>基準項目5-1(経営の規律と誠実性)</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることはできる。</p>	<p>● 独立行政法人通則法 第38条第3項(準用)</p> <p>● 地方独立行政法人法 第34条第3項</p>
大学・短期大学基準協会	<p>基準IV リーダーシップとガバナンス &gt; テーマC ガバナンス</p> <p>3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。</p>	<p>● 私立学校法 第47条第2項</p>
大学教育質保証・評価センター	<p>基準1 基盤評価: 法令適合性の保証</p> <p>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること</p> <p>※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組みとする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。</p> <p>※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。</p>	<p>※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。</p>

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)



# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



## 大学ポートレートで発信している主な大学情報

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）